

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則制定の件

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次  
のように制定する。

令和3年11月9日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例(令和3年西宮市条例第16号)  
の施行期日は、令和3年11月29日とする。

(参考)

○提案理由

西宮市立総合教育センターが11月29日から市役所東館に移転するため。

【参考添付】

西宮市条例第16号

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例

西宮市立総合教育センター条例(昭和59年西宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「西宮市神祇官町2番6号」を「西宮市六湛寺町3番1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。